

## 山口市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険サービスを提供する施設・事業所、食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホーム及び安否確認・生活相談サービス等を実施するサービス付き高齢者向け住宅（以下「事業所等」という。）に介護サービス相談員を派遣することにより、事業所等の利用者（以下「利用者」という。）の不安、不満や疑問にきめこまやかに対応するとともに、利用者と事業所等の橋渡しを行うことにより、介護保険サービスをはじめとするサービス等（以下「サービス」という。）の質的な向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 山口市介護サービス相談員派遣事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、山口市（以下「市」という。）とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

### (対象となるサービス)

第3条 本事業の対象となるサービスは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同法第115条の45第1項、同条第2項又は同条第3項を提供する事業所等のサービス、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する住宅型有料老人ホーム（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護及び同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行うものを除く。）のサービス及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームを除く。）のサービスとする。

### (介護サービス相談員の派遣)

第4条 市は、事業所等に介護サービス相談員を派遣する。

2 派遣時期、派遣日数等は、事業所等との事前協議により決定するものとする。

### (介護サービス相談員の業務内容等)

第5条 介護サービス相談員は、事業所等を順次訪問することとし、その業務内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 利用者や家族の話を聞き、相談にのる。
  - (2) サービスの現状把握に努める。
  - (3) 事業所等の管理者や従事者に相談内容を報告し、意見交換をする。
  - (4) 利用者に自分の連絡先を周知する。
  - (5) その他、目的を遂行する上で必要と認められる業務。
- 2 介護サービス相談員は、事業所等に対して、サービスの提供等に関して、改善すべき点や提案等がある場合には、速やかに事業所等の管理者に意見具申するものとする。
- 3 介護サービス相談員は、利用者と事業所等の間の橋渡し役となって、利用者の疑問、不満や心配事等に対応し、サービスの改善が図られるように努めるものとする。

(秘密を守る義務)

第6条 介護サービス相談員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第2項の規定による事業所等との派遣時期、派遣日数等の事前協議等の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。